	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状をもつものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの 第六類・酸化性液体				

注1　性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。

注2　積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5　腐食性を有する物質

表示		要件	
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド 塩化スルフリル	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満 400キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。

6　マッチ

表示		要件	
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
マッチ		普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1　別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。

2　「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。

3　別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

4　別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐伯市弥生大字江良字四反田一七四四番一から同市弥生大字江良字白木一七九六番一まで	前	九・二六～一四・五二メートル	一三〇・二一〇キロメートル
	後	一三・九五～一八・三二メートル	一三〇・一一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市南波多町府招字船川二一四二番一から同市南波多町府招字船川二一四六番一まで	前	二七・三〇～三四・一〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	二七・三〇～三八・〇〇メートル	〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市桜島赤水町九五九番三から同市桜島赤水町九五四番一まで	前	一四・九四～一六・四五メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	一四・九四～二一・〇二メートル	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市南波多町古里字後口谷四三六九番五から同市南波多町府招字長田三〇三五番まで	前	二一・六〇～二〇〇・〇〇メートル	五・六六〇キロメートル
	後	二一・六〇～一八一・六〇メートル	五・六六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根麓字内庄三〇四番一から同市牛根麓字内庄三一六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
二百二十四号	鹿児島市桜島赤水町一四二九番二から同市桜島赤水町九〇〇番一まで	〃

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　　九州地方整備局長　増田　博行